



NO. 193
2012.11.20

発行
国土交通省管理職ユニオン

所在地
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎 2号館

TEL 03-3509-1138

Eメール
k-union@alpha.ocn.ne.jp

ホームページ
http://www7.ocn.ne.jp/~k-union

＝許せない宿舍利用の値上げ（第2段）＝

耐震修繕費・借地料まで利用者負担

何故利用者が支払わなければならないのか？

平成二十三年一月二日に行われた「財務省国家公務員宿舍の削減のあり方についての検討会」では、業務上宿舍が必要となる国家公務員の業務内容とその対象数を下表①の様に位置付けています。

財務省はこの仕分けにもとづいて、今後五年間で現在の二万八千戸から一六万三千戸にまで宿舍数を削減するとしており、将来はこの一六万三千戸で「維持・管理費などを宿舍の使用料金で賄っていく」としています。

問題は、この「宿舍使用料算定基礎」に、これまで含まれていなかった「耐震改修費・維持管理費・土地建物借料・人件費・建設費」などが含まれ、その結果、国家公務員の宿舍料金を二倍近くに値上げする根

前号（ユニオンニュース一九二号）で、国家公務員宿舍の宿舍料金が、民間住宅保有率が七五％にも達しており、決して国家公務員の宿舍実態が恵まれ過ぎている訳ではないことを明らかにし、宿舍の大幅削減と宿舍料金の二倍近くの値上げの問題点、不当性を明らかにしました。

今回は、さらにこの大幅値上げの矛盾について明らかにします。

表一① 「業務上宿舍が必要な国家公務員の業務内容と対象数」

業務の種類	対象数
1. 離島、山間僻地に勤務する職員	0.2万戸
2. 頻度高く転居を伴う転勤などをしなくてはならない職員（国家公務員の勤務他は広く点在している。加えて、不正や癒着の防止、適材適所、職員の育成上一定の地域に限定されることなく異動する）	5.2万戸
3. 住居場所が官署の近接地に制限されている職員（テロ・災害・暴動等の際に迅速に官署に駆けつけるため居住地が官署の近隣に制限されている職員 無料宿舍）	1.3万戸
4. 災害・テロを含め事件・事故などが発生した際、BCPなどに基づいて、緊急参集する、「緊急参集要員」	8.3万戸
5. 国会、法案、予算など の業務に従事し、深夜・早朝に勤務を強いられる職員	1.2万戸
合計	16.3万戸

拠ると、民間住宅保有率は七五％に達している。国家公務員の宿舍実態が恵まれ過ぎている。この大幅値上げの矛盾について明らかにします。

下表②は平成二十三年一月二日「財務省理財局資料」より抜粋した表です。民間調査は資料が古いですが、二・四％の従業員が転居していますが、国家公務員全体で一・三％、国交省では国家公務員の中でも最高の一・七％、約二割の職員が毎年「業務上の必要性」により転居しているわけでは

年間従業員の数%しか転居しない民間従業員とはあまりに実態がかけ離れています。こうした実態を無視して大幅な値上げは公務員バッシングに便乗した財務省の暴挙です。

国交省職員は、毎年約二割が転居している！

含まれるのはやむを得ないにしても、「業務上宿舍が必要と認められた職員」が入る宿舍の「建設費や耐震補強費・土地借料などの費用」を入居者に支払わせることは全く道理がありません。

また、これらの建設費や改修費が妥当な額であるかも明らかにされていません。

職場から反対の声を大きくし、宿舍料金値上げを中止させよう！

表一② 「国家公務員の転勤者数 (H21/6/1~H22/5/31)」

省庁名	貸与対象職員数	転勤者数	転勤率%
国交省	59,948人	11,185人	18.7%
環境省	1,200	188	15.7%
農水省	24,061	3,360	14.0%
内閣府	13,575	1,832	13.5%
法務省	51,823	6,504	12.6%
全省庁計	482,499	54,611	11.3%

民間企業の転勤率(企業規模千人以上)は2.4% (平成7年労働省調査)

なお、平成二十三年一月二日に行われた「財務省国家公務員宿舍の削減のあり方についての検討会」でも、「宿舍使用料(駐車料金含む)」については、現状の社宅賃料と概ね同水準になっている所ではある」と、決して国家公務員が民間より安い使用料金で宿舍に入居している実態ではないことを認めています。

賃金・退職金問題で総務省と団体交渉を実施 寝食を忘れ、災害防止、復旧のため奮闘しているのに 法律違反の賃金削減がなぜ許されるのか！！

交渉は、九月一三日の予備交渉を受けて、一〇月三日一三時三〇分から、総務省会議室で実施されました。この団体交渉には、ユニオンから岡村委員長以下一六名が参加、総務省からは、森谷給与担当参事官補佐、大堀退職手当参事官補佐、田中労働国際担当参事官補佐他二名が参加しました。

冒頭、委員長から要求書に関してユニオンの考えを説明し、それに対して総務省から、次のような回答がされました。

(賃金削減の撤回)

人勤制度尊重は政府の基本的姿勢である。

しかし、厳しい財政状況・東日本大震災の復興予算確保のため、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(給与特例法)として極めて異例な措置、やむを得ない措置をとった。いろいろな予算を削減する中で、国家公務員にも賃金の削減をお願いしており、ご理解願いたい。

(五五歳以上職員給与抑制)

特例法成立などの状況を踏まえ、給与関係閣僚会議で検討しているところである。

これらの回答に対して、「法律違反の行為が「異例の措置」「やむを得ない措置」として、法治国家でま

かり通ることは問題だ。」
「東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する災害に対して、国交省の管理職員は、寝食を忘れ災害防止や復旧に奮闘している。今回のような措置は、勤労意欲、職場の活気も奪い去ってしまうことになる。」と追求しました。

【追求するユニオン】



【回答する総務省】



また、交渉議題とはなりましたが、「皆さんの関心の高い項目であるのとして、次から説明を行う」と回答されました。

(労働基本権回復)

自立的労使関係確立に向け六月に法案を提出した。継続審議となり関係委員会でも審議中である。臨時国会でも審議されるものと考えている。

(退職金切下げ反対)

五〜六年に一度民間調査を行い、見直しを行っている。これまで昭和六〇年度、平成一五年度に行つて

おり、今回が三回目の実施となる。

現在、岡田副総理の下、専門委員会での議論を経て、人事院の「四〇二万六千円の較差がある」との報告については、妥当性があるととして八月七日に閣議決定した。大きな変化となることから三段階に分けて削減していくこととなった。これらの回答に対して、ユニオンから考え方の矛盾や職場感情を顧みない政府のやり方に対して追求しました。

最後に「国公で唯一の管理職組合である。今後もちんちんと対応をお願いしたい。現場の管理職の状況をしっかりと受け止めて欲しい」と締め括りました。

出先機関の移譲 市町村の同意が条件に

地方からの大きな反対で整備局などの「移譲法案」の閣議決定が出来なかった政府は、この臨時国会での提出を目指し、法案の修正作業を行ってきた。だが、「広域連合への移譲に当たっては当該市町村の同意が必要」と修正し衆参での審議が一日も満たないにもかかわらず、国会解散のどさくさに紛れて閣議決定を行いました。

職場からの運動により、「55歳以上の昇給停止」先送りが決定

政府は「来年一月から五五歳以上の国家公務員の昇給を原則廃止するよう求めた本年度の人事院勧告の実施」を先送りすることを決定しました。

国家公務員給与は、連年に渡る賃金切り下げに続き、昨年の震災復興の財源捻出を口実に、臨時特例法で今年四月から二年間は、平均七・八削減されました。こうした賃金切り下げに追い打ちをかけるような、さらに、年齢差別を持ち込むような今回の人勤法に対して、職場から大きな怒りの声が上がっていました。ユニオンも、勧告前から人事院や政府に対して、抗議電・文の提出を行うなど、反対行動を展開してきました。要求実現！！